

# 平成26年度丹波市販路開拓支援事業の手引き

## 1. 事業内容

市内の中小企業者の販路拡大活動を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として、中小企業者が自社で開発した製品及びサービス等を市外で行われる展示会、見本市等へ出展するための経費の一部を補助します。

## 2. 補助対象事業者

市内に店舗、工場等を有し、常時使用する従業員の数が50人以下の中小企業者であり、市税を滞納していない者

## 3. 補助率

補助対象と認められる経費の1/2以内(千円未満切り捨て)

## 4. 補助限度額

補助限度額: 10万円

※同一年度内において申請は1回限り

## 5. 補助対象経費

補助対象経費は、助成対象経費一覧に掲げる経費です。

### 【補助対象経費一覧】

区分	補助対象経費
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費
事業費	展示会等出展料、会場整備費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、保険料、通訳料・翻訳料
委託費	販路開拓調査委託料、展示物制作委託料
その他	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

## 6. 補助対象となる展示会等

補助対象となる展示会等とは、市外で行われる展示会等であり、販路拡大又は販売促進のために、自社の商品又はサービス等を紹介する展示会等であること。なお、下記のいずれかに該当するものは、補助の対象となりません。

- ① 補助事業者が企画・参画する展示会等
- ② 補助事業者が単独で行う販売促進活動等
- ③ 広く一般に公開されていない展示会等
- ④ その他市長が不相当と認める展示会等

## 7. 申請の流れ

### 1) 補助金の交付申請

事業着手前に「販路開拓支援事業補助金交付申請書」に以下の書類を添付して提出

- ① 展示会等への出展費用とその内容のわかる書類(各見積書・仕様書や図面、出展する製品カタログ、展示会等の開催パンフレットなど)
- ② 市税に係るそれぞれ直近の市税納税証明書
- ③ その他市長が必要と認める書類

※この補助金の交付申請は、1中小企業者につき、1案件1回、年1回を限度

### 2) 補助金の交付決定

申請を適当と認めたときは「販路開拓支援事業補助金交付決定書」により申請者に通知

### 3) 補助金の変更交付申請

事業計画が変更になる場合は「販路開拓支援事業補助金変更交付申請書」に以下の書類を添付して提出

- ① 展示会等への出展費用とその内容のわかる書類(各見積書・仕様書や図面、出展する製品カタログ、展示会等の開催パンフレットなどの写し)
- ② その他市長が必要と認める書類

※補助金の変更交付決定は交付決定に準じる。

### 4) 実績報告

事業完了後、速やかに「販路開拓支援事業実績報告書」に以下の書類を添付して市に提出

- ① 事業にかかった経費のわかる書類(請求書、納品明細書などの写し)
- ② 事業にかかった費用を支払っていることがわかる書類(領収書、振込金受取書などの写し)
- ③ 展示会等の写真

### 5) 補助金額の確定

市長は、実績報告の内容を適当と認めたときは補助金額を確定し、「販路開拓支援事業補助金額確定通知書」により申請者に通知

(※なお、交付決定した補助金額と同額の場合は、この通知は省略)

### 6) 補助金の請求

実績報告後、「販路開拓支援事業補助金請求書」を市に提出

### 7) 補助金の交付(振込み)

## ○適用除外

他の法令、要綱等により国、県その他の補助事業を受けている場合は、この制度による補助は行わない。ただし、その補助金がこの制度を適用した場合に受けるべき額に比して小額であるときは、その差額を交付することができる。

お問い合わせ先:産業経済部 新産業創造課(春日庁舎)

電話:(0795)74-1464